

令和4年度税制改正大綱(法人税)の主な内容

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除の改組

(適用要件) **新規**雇用者への給与等支給額 \geq 比較新規雇用者への給与等支給額 \times 102%



継続雇用者への給与等支給額 \geq 比較継続雇用者への給与等支給額 \times 103%

(税額控除) 控除対象雇用者給与等支給等増加額 \times 15%

(注1)増加割合が4%以上の場合は10%上乘せ

(注2)教育訓練費の額が前年比120%以上の場合は5%上乘せ

※教育訓練費の明細について確定申告書に添付する必要があったが保存義務に変更

(控除額) その事業年度の法人税の20%を限度とする

(適用時期) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度について適用

(その他) ・外形標準課税対象法人の場合、付加価値割の課税標準額からの控除額が控除対象給与等増加額に変更。

・資本金の額等が10億円以上かつ常時雇用する従業員数が1,000人以上の法人が本税制を適用する場合は給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用することにより公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用があるものとする。

・大企業に係る特定税制不適用法人が本税制を適用する場合は要件が変更になるため注意が必要。

・設立事業年度は対象外。

(2) 中小企業の所得拡大促進税制の拡充

(適用要件) 雇用者への給与等支給額 \geq 比較雇用者への給与等支給額 \times 101.5%

(税額控除) 控除対象雇用者給与等支給等増加額 \times 15%

(注1)増加割合が2.5%以上の場合は15%上乘せ

(注2)教育訓練費の額が前年比110%以上の場合は10%上乘せ

※教育訓練費の明細について確定申告書に添付する必要があったが保存義務に変更

(控除額) その事業年度の法人税の20%を限度とする

(適用時期) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度について適用

(その他) (1)の給与等支給額が増加した場合の税額控除との選択適用が可能

(3)交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入特例の適用期限を2年延長する。

(4)少額の減価償却資産（10万円未満）の取得価額の損金算入制度、一括償却資産の損金算入制度、中小企業者等の少額減価償却資産（30万円未満）の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外する。中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例はその適用期限を2年延長する。（この項目の内容は所得税についても同様とする）

(5)オープンイノベーション促進税制の拡充

特定新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ①出資対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満（現行10年未満）とする。
- ②対象となる特定株式保有見込機関要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年（現行5年）とする。
- ③特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年（現行5年）とする。

(6)地方拠点強化税制の拡充

地方活力向上地域等において特定建物を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、一部見直しを行ったうえで拡充する。

(7)5G投資促進税制の一部見直しと延長

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について一部見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする）。

(8)環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた投資促進税制の創設

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（仮称）の制定を前提に、同法施行の日から令和6年3月31日までの間に環境負荷低減事業用資産の取得等をしてその事業の用に供した場合にはその取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については16%）の特別償却ができる。